

事業名	事業内容
市町振興助成事業	(1)市町の振興に伴うイベント等助成事業 (2)情報セキュリティ監査助成事業 (3)メンタルヘルス対策事業助成金 (4)災害支援金 (5)県・市町連携施策検討促進事業助成金
市町職員等研修事業	(1)愛媛県研修所での研修事業 (2)市町職員研修事業 (3)市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)及び全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)の受講に係る助成 (4)関係団体研修事業等に係る助成
情報提供事業	(1)愛媛県市町要覧の発行 (2)市町振興のための資料配付 「地方財政要覧」 (3)地域づくり情報誌発行事業 「舞たうん」、「えひめイベントBOX」
その他	(1)市町関係団体等への助成(愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由) ①一般財団法人地域活性化センター年会費 ②日本貿易振興機構(ジェトロ)愛媛貿易センター運営負担金 ③松山空港利用促進協議会負担金 ④自転車新文化推進協会負担金 ⑤第76回全国植樹祭えひめ2026協賛金に係る助成(令和7年度のみ) (2)愛媛大学の地域医療・総合診療学講座への寄附

◎令和7年度市町村振興宝くじ発売概要

	サマージャンボ宝くじ	ハロウィンジャンボ宝くじ
発売期間	7月11日(金)～8月11日(月)	9月19日(金)～10月19日(日)
発売計画額	900億円(前年度930億円)	510億円(前年度510億円)

～市町村振興宝くじの収益金等を活用し、愛媛県内20市町の振興に寄与～
公益財団法人愛媛県市町振興協会

◎令和7年度事業のあらまし

当協会は、市町財政の厳しい環境に配慮し、的確な財政運営を実施していくとともに、市町の公共施設整備事業等への資金融資、市町振興事業に対する助成及び人材育成のための研修等、次に掲げる事業を行います。なお、市町村振興宝くじ販売促進事業については、関係団体の協力を得ながら行います。

事業名		事業内容																																							
資金貸付事業	(1)長期貸付事業																																								
	貸付予定枠	21億円(愛媛県協会:20億円 全国協会:1億円)																																							
	貸付対象事業	愛媛県知事と協議し同意又は許可を受け、あるいは届出をしている一般会計債の事業とする。																																							
	貸付条件	<table><tr><td rowspan="6">償還期間 および利率</td><td>償還期間</td><td>据置期間</td><td colspan="3">最近の貸付利率</td></tr><tr><td></td><td></td><td>R6.5</td><td>R6.3</td><td>R5.5</td></tr><tr><td>5年</td><td>1年</td><td>0.30%</td><td>0.30%</td><td>0.10%</td></tr><tr><td>10年</td><td>2年</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>12年</td><td>2年</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td>15年</td><td>3年</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.30%</td></tr><tr><td colspan="5">本協会基金等貸付細則附則第2条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準とし、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。</td></tr></table>				償還期間 および利率	償還期間	据置期間	最近の貸付利率					R6.5	R6.3	R5.5	5年	1年	0.30%	0.30%	0.10%	10年	2年	0.40%	0.30%	0.30%	12年	2年	0.50%	0.30%	0.30%	15年	3年	0.70%	0.50%	0.30%	本協会基金等貸付細則附則第2条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準とし、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。				
	償還期間 および利率	償還期間	据置期間	最近の貸付利率																																					
				R6.5	R6.3		R5.5																																		
		5年	1年	0.30%	0.30%		0.10%																																		
		10年	2年	0.40%	0.30%		0.30%																																		
		12年	2年	0.50%	0.30%		0.30%																																		
		15年	3年	0.70%	0.50%	0.30%																																			
本協会基金等貸付細則附則第2条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準とし、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。																																									
償還方法	半年賦元金均等償還																																								
償還日	9月17日及び3月17日																																								
貸付日	令和7年5月26日、令和8年3月24日																																								
(2)短期貸付事業																																									
貸付対象事業	当該年度内に行う必要がある緊急的な公共事業や災害防止対策事業																																								
貸付条件	貸付利率 本協会基金等貸付細則附則第2条の規定の特例として、財政融資資金の貸付金利を基準とし、理事長が定める貸付利率とする。ただし、当分の間、貸付利率は、年0.1%以上とする。																																								
償還方法	一括償還証書貸付																																								
貸付期間	単年度貸付(年度内償還)																																								
交付金の交付事業	(1)市町交付金																																								
	令和7年度新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ宝くじ)及びインターネット専用全国自治宝くじ「クイックワン(新市町村振興分)」の収益金を愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を財源として市町へ交付する。																																								
	(2)基金交付金																																								
	サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として市町へ交付する。																																								
		交付金の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、交付を受けた市町は、市町が必要とする当該事業に充当する。																																							